

令和5年1月吉日

組合員 各位

越智今治農業協同組合
営農振興部 営農企画課

インボイス制度説明会の開催について【ご案内】

平素より農協事業をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。インボイスとは消費税課税事業者（基準期間の課税売上が1,000万円超）の方が、仕入れ税額控除を行うために必要となる書類（現在、誰でも発行出来る請求書や領収書がインボイスの要件を満たすものになるイメージです。なお、確定申告には今まで通り領収書等が必要です。）で、登録を受けた課税事業者の方でなければ発行することが出来ません。

ほとんどの方に影響はありませんが、免税事業者の方でも、直売所への出荷や飲食店などと直接取引を行っている場合、購入者や取引先が課税事業者であれば、購入や取引を敬遠される可能性が有るなど、関係する場合がありますので、下記の内容で説明会を開催いたします。気になる方はこの機会にぜひご参加ください。

記

1.日時 令和5年1月27日（金）13：30～

2.場所 越智今治農業協同組合 営農経済事業部 会議室
(今治市阿方甲 246-1)

3.説明会内容

- (1)インボイス制度について
- (2)インボイス制度に対応する必要があるかの判断について
- (3)インボイス発行事業者になるための手続について
- (4)その他

部会等での農協の共同販売については、「農協特例」により、取引先からインボイス制度を理由に取引を敬遠されることはありませんので、安心して出荷していただけます。但し、直売所出荷商品については特例対象外です。

以上